第30号議案

豊川市漁港管理条例の一部改正について

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。 令和4年2月22日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊川市漁港管理条例(平成19年豊川市条例第56号)の一部を次のように 改正する。

	改正征					改正官		
リ表(第11条関係)				5	別表(第11条関係)			
占用の 種 類	区分	単位	占用料		占用の 種 類	区分	単位	占用料
(略)					(略)	•	•	
電柱等	第1種電柱	1本に	890円		電柱等	第1種電柱	1 本に	990円
の工作	第2種電柱	つき1	1,400円		の工作	第2種電柱	つき1	1,500円
物	第3種電柱	年	1,800円		物	第3種電柱	年	2,100円
	第1種電話柱		790円	·		第1種電話 柱		890円
	第2種電話柱	=	1,300円	·		第2種電話		1,400円
	第3種電話柱	_	1,700円			第3種電話		1,900円
	されて	-	<u>79円</u>			- こ その他の柱 類	-	<u>89円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1 メート ルにつ	8円			共架電線その他上空に設ける線類	長さ1 メート ルにつ	9円
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	(略)			地下に設ける電線その他の線類	き1年	(略)
	変圧塔その 他これに類 するもの及	1個に つき1 年	1,600円			変圧塔その 他これに類 するもの及	1個に つき1 年	1,800円
	び公衆電話 所					び公衆電話 所		

	広告塔	表示面	2,500円	1	1	広告塔	表示面	2,200円	
	四日后	積1平	2, 500 1				積1平	2, 200 1	
		カメー					ガメー		
		トルに					トルに		
		つき1					つき1		
		年					年		
	その他のも	占用面	1,600円			その他のも	占用面	1,800円	
	の	ロ끼岬 積1平	1,000			の	ロ끼凹 積1平	1,000	
		カメー					ガメー		
		トルに					トルに		
		つき1					つき1		
		年					年		
水管、	外径が0.07	ー 長さ1	33円		水管、	外径が0.07	 長さ1	37円	
下水道	メートル未	メート	0011		下水道		メート	0111	
管、ガ	満のもの	ルにつ			管、ガ	満のもの	ルにつ		
ス管等	外径が0.07	き1年	48円		ス管等	外径が0.07	き1年	53円	
の物件	メートル以		1011		の物件	メートル以		00/1	
	上0.1メート					上0.1メート			
	ル未満のも					ル未満のも			
	0					0			
	外径が0.1メ	•	<u>71円</u>			外径が0.1メ		80円	
	ートル以上		<u>, v</u>			ートル以上			
	0. 15メート					0.15メート			
	ル未満のも					ル未満のも			
	Ø					の			
	外径が0.15		100円			外径が0.15		110円	
	メートル以					メートル以			
	上0.2メート					上0.2メート			
	ル未満のも					ル未満のも			
	Ø					の			
	外径が0.2メ		<u>140円</u>			外径が0.2メ		<u>160円</u>	
	ートル以上					ートル以上			
	0.3メートル					0.3メートル			
	未満のもの					未満のもの			
	外径が0.3メ		<u>190円</u>			外径が0.3メ		<u>210円</u>	
	ートル以上					ートル以上			
	0.4メートル					0.4メートル			
	未満のもの					未満のもの			
	外径が0.4メ		<u>330円</u>			外径が0.4メ		<u>370円</u>	
	ートル以上					ートル以上			
	0.7メートル					0.7メートル			

(略)	のもの		(略)
	外径が1メ ートル以上	950円	外径が 1 メ ートル以上 1,100円
	未満のもの		未満のもの
	1メートル		1メートル
	外径が0.7メ ートル以上	480円	外径が0.7メ <u>530円</u> ートル以上
	未満のもの		未満のもの

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由

この案を提出するのは、市の漁港施設の占用に係る占用料の適正化を図る必要があるからである。